

# 農産物規格・検査について (追加提出資料)

令和2年4月21日

**農林水産省**  
政策統括官

# 目 次

1	農産物規格・検査の見直しに向けたこれまでの対応	1
	(参考) 農産物規格・検査の見直しに向けた直近の対応	2
2	規格・検査の見直し	3
3	農産物規格・検査の見直しに関するこれまでの改善項目	4
4	検査場所の緩和(令和元年7月省令改正)	5
5	検査試料抽出の効率化(令和元年7月告示改正)	6
	(参考1) 品位について	7
	(参考2) 農産物検査の検査証明の例	8
	(参考3) 米の流通構造(イメージ)	9
	(参考4) 農産物検査の体制・利用者	10
	(参考5) 日本農業法人協会からの要請と今後の対応方向等	11

# 1 農産物規格・検査の見直しに向けたこれまでの対応

## 農業競争力強化プログラムによる見直し方針の決定

○平成28年11月  
農業競争力強化プログラム

農産物の規格(従来の出荷規格・農産物検査法の規格等)についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。



○平成29年8月  
農業競争力強化支援法施行

第11条第2項

農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

## 農業法人をはじめとする現場からの声を踏まえた見直し事項の検討

### 農業法人を含む現場関係者の意見を幅広く集約

農産物規格・検査に関する懇談会  
【平成31年1月～3月】

法人協会、集出荷団体、卸、中食・外食、消費者などから構成し、農産物規格・検査のあり方を議論

農産物検査規格検討会  
【令和元年10月～】

法人協会、集出荷団体、卸、小売、消費者などから構成し、農産物検査規格の見直しに向けて設置・開催



現行制度の基本は維持しつつ、合理的なものに見直ししていくというのが、農業法人をはじめとする現場関係者の意見。

## 具体的な見直しを順次実施

### 【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

### 【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

### 【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

### 【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月省令改正〕

### 【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

### 【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年3月とりまとめ〕

## (参考) 農産物規格・検査の見直しに向けた直近の対応

○ H28. 11月 農業競争力強化プログラム

H29. 8月 農業競争力強化支援法施行

平成31年 1月～3月

農産物規格・検査に関する懇談会※を開催し、3月に中間論点整理をとりまとめ。  
※法人協会、集出荷団体、卸、中食・外食、消費者及び学識経験者など計8名から構成

令和元年 5月～8月

穀粒判別器の活用可能性を検証するため、有識者からなる検討チーム※を設置・開催。  
※学識経験者、稲作経営者、集出荷団体など計8名から構成

令和元年 7月

検査事務の簡素化のため、省令・告示を改正(報告様式の簡素化、報告回数の削減(19回→8回)等)。

令和元年11月

農産物検査に穀粒判別器の活用を可能とするため、鑑定方法(告示)を改正(18年ぶり)。  
令和2年産米から活用が可能。

令和元年10月～

農産物検査規格の見直しに向けて、農産物検査法に基づき「農産物検査規格検討会」※  
を設置・開催(これまでに4回開催)。

※ 法人協会、集出荷団体、卸、小売、消費者及び学識経験者など計11名から構成

令和2年 3月

水稻うるち玄米の農産物規格改正(3月10日)。異種穀粒の規格を統合(簡素化)。  
玄米流通の合理化につながる推奨フレコンについて検討会でとりまとめ。  
更に、着色粒等の規格の見直し等について検討会で検討中。

### 【 証 明 事 項 】

品 位

(例：1等)

○穀粒判別器による鑑定開始（従前は目視のみ）  
（データ蓄積による穀粒判別器の精度向上も図る）

○鑑定項目の簡素化

○さらに着色粒等の項目の見直しについても検討着手

※令和元年10月第1回農産物検査規格検討会

銘 柄

(例：新潟県産コシヒカリ)

○銘柄の鑑定方法等につき担い手のニーズを踏まえた見直しの検討着手

※令和2年3月第4回農産物検査規格検討会

年 産

(例：令和元年産)

○書類等により確認（従前どおり）

数 量

(例：30kg)

○計量器により確認（従前どおり）

### 3 農産物規格・検査の見直しに関するこれまでの改善項目

#### 【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

#### 【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

#### 【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減  
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和  
(報告期限3日→10日)

#### 【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月省令改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位（等級）とは別に測定データによる情報提供が可能

#### 【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

籾摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

#### 【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年3月とりまとめ〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定  
令和2年6月告示改正予定（見込み）

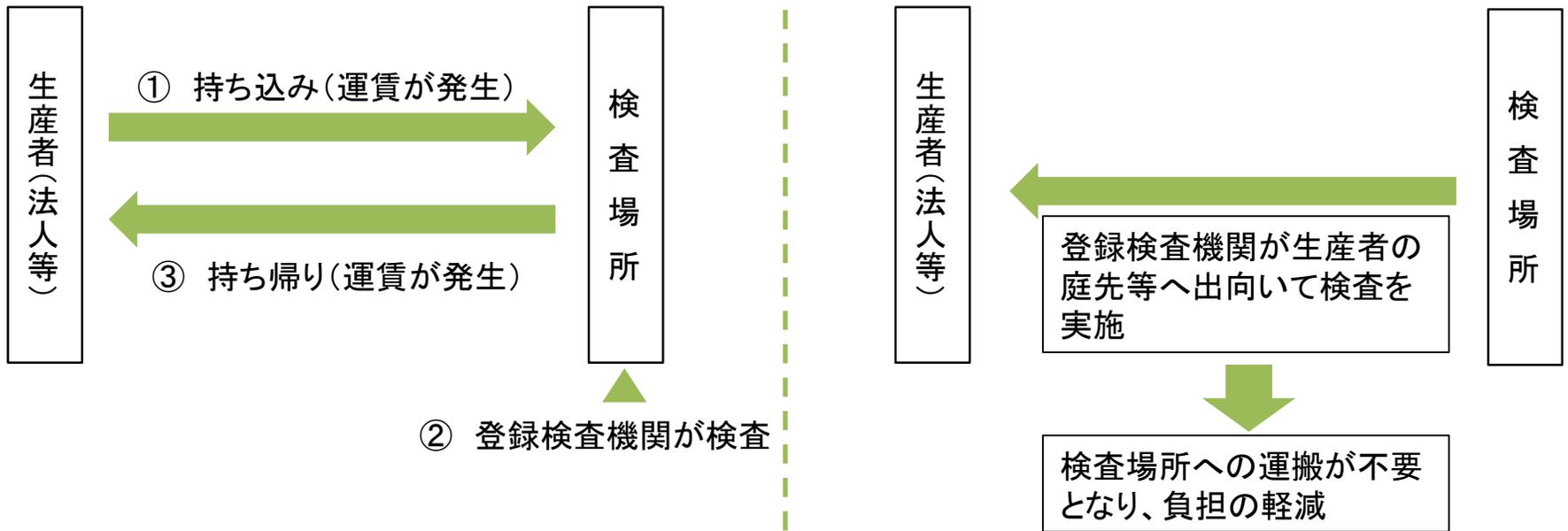
- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

# 4 検査場所の緩和（令和元年7月省令改正）

○ 検査場所に係る手続きを簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

改正前

改正後



**【検査の総コスト※1】**  
 3,300～8,300円/t

[内訳(推定)]

荷役賃 1,000円/t※2  
 検査料 1,000円/t※2  
 運賃 1,300～6,300円/t  
 ※3

※1 3月10日規制改革推進会議農林水産WGで法人協会井村副会長の発言(検査の総コスト200～500円/60kg)によるもの。  
 ※2 検査に係るコストは、荷役賃(検査場所での米袋の積卸し、配置)、運賃、検査料で、荷役賃、検査料は、それぞれ1kg当たり1円程度(農業法人からの聴き取り)。  
 ※3 運賃は、※1の総コストから※2の荷役賃、検査料を差し引いて算出。

約1,000～6,000円/tの削減

**【検査の総コスト(試算)】**  
 2,000円/t

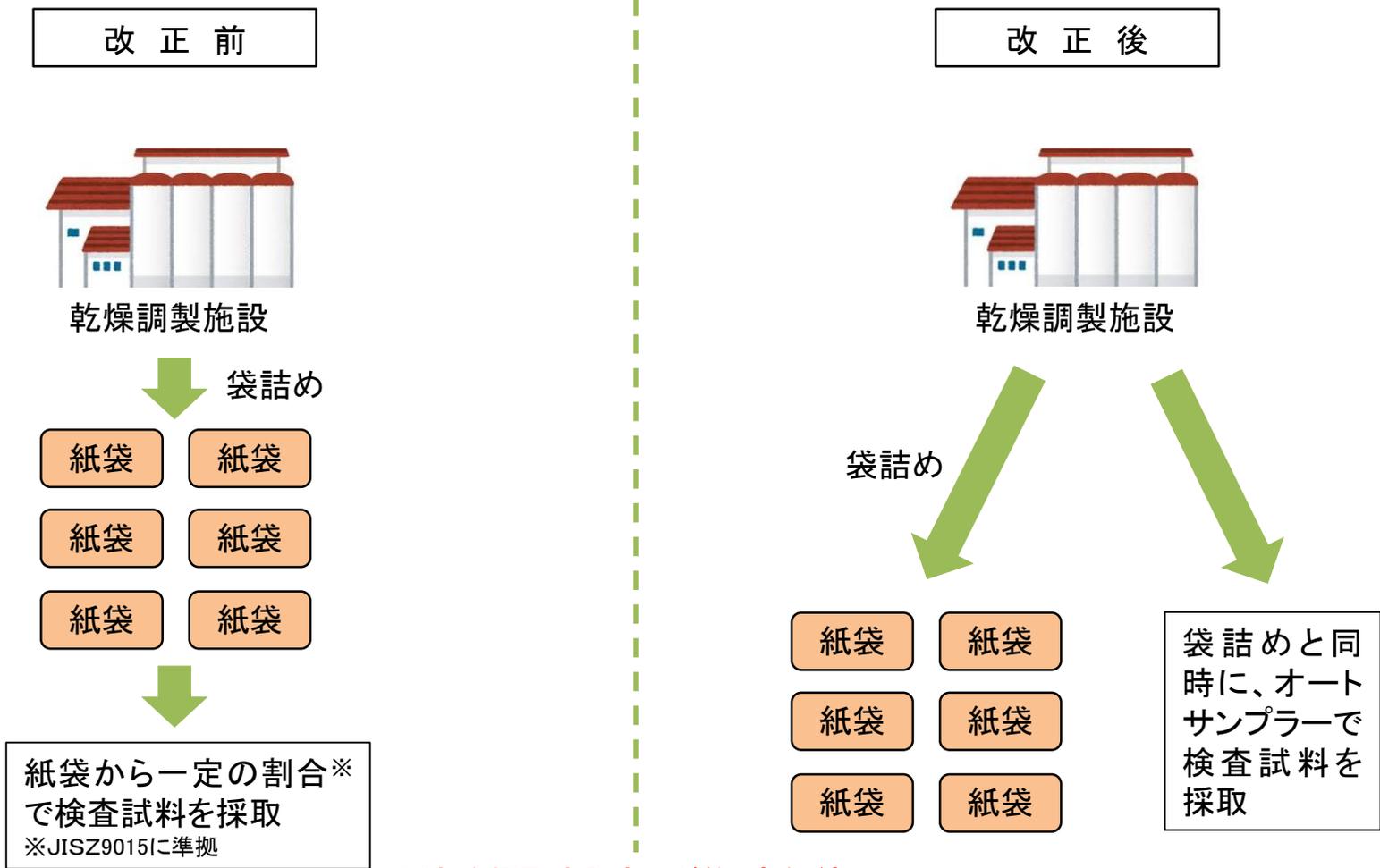
[内訳]

荷役賃 1,000円/t  
 検査料 1,000円/t

出張費を請求しないケースが多い。(登録検査機関からの聴き取り)  
 (遠距離の場合等には実費相当額を徴収するケースもある。)

# 5 検査試料抽出の効率化（令和元年7月告示改正）

○ オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。



試料を採取する時間が約4割短縮

※オートサンプラーによる検査試料の採取はフレコンでも認められている。

# (参考 1) 品位について

○農産物検査（等級）は、第3者の証明により玄米を精米にする際の歩留まりの目安として重要。



通常商品となる米粒



生育不良



砕け



病害



雑草の種子

※写真はいずれも玄米

精米歩留りに影響

【1等】



玄米 60 kg

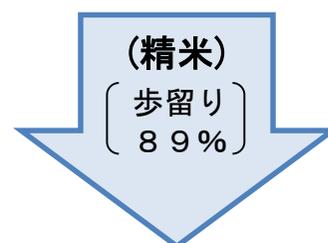


精米 55.2 kg

【2等】



玄米 60 kg

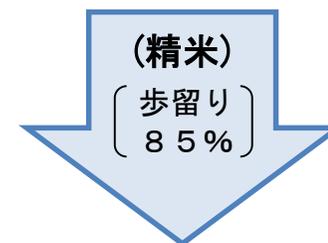


精米 53.4 kg

【3等】



玄米 60 kg



精米 51.0 kg

※ 歩留りは、実需者からの聞き取りによるものであり、実際には品種や精米工場の設備等により異なる。

# (参考2) 農産物検査の検査証明の例

破れない等、検査に耐えられることを証明  
(特定包装に限定していない。)

価格に大きな差

## 検査証明書

食品表示法に基づく  
産地・品種・産年の  
表示に活用

年産	令和元年産	種類	水稻うるち玄米
銘柄		新潟県産 コシヒカリ	
正味重量規格	何kg	1 等 (品 位)	
皆掛重量	何kg		

荷造り、包装及び左記  
事項を証明する。

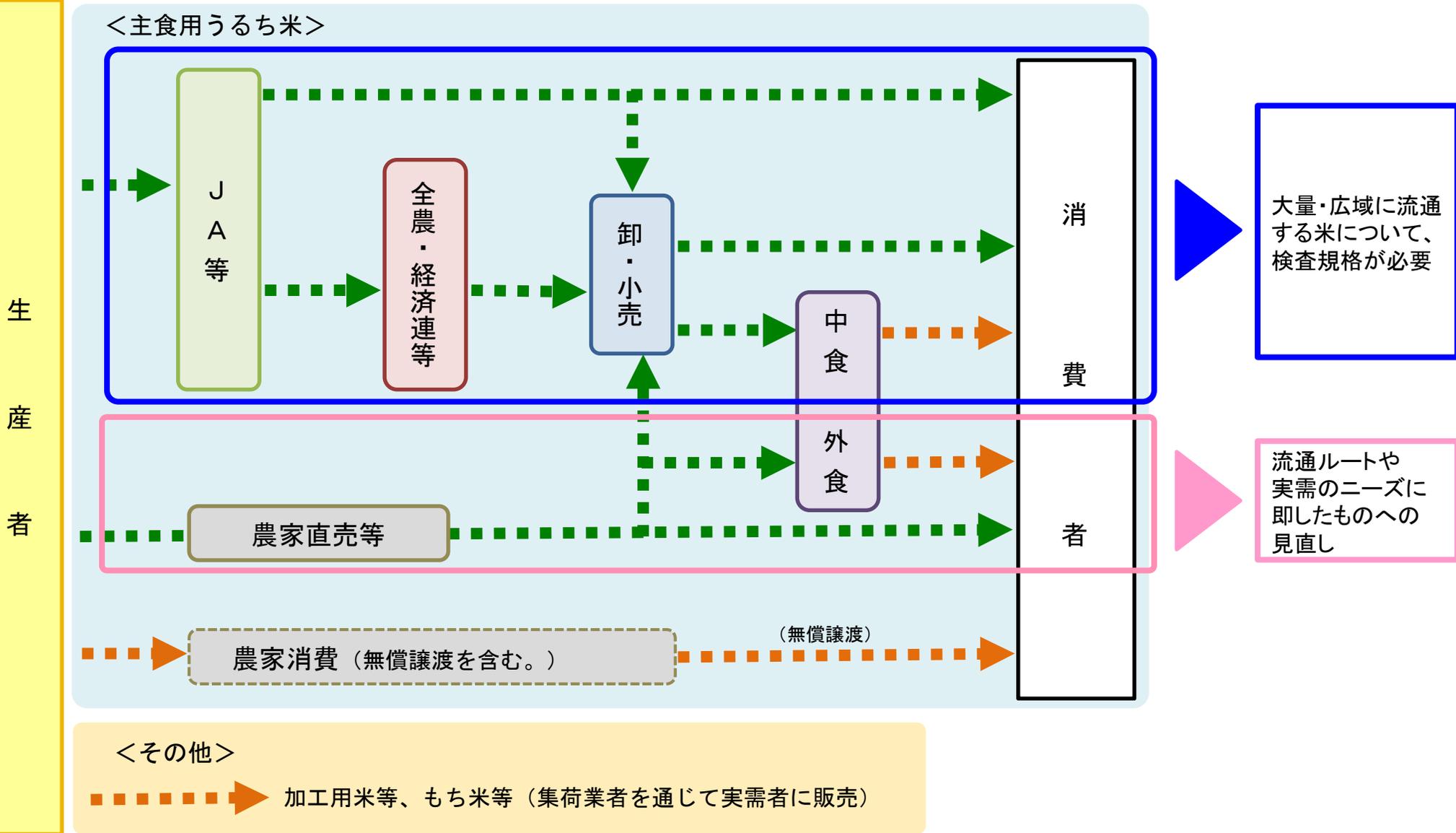
〇〇登録検査機関

検査年月日  
及び  
検査員認印

規定量(紙袋30kgの場合は30kg)であることを証明  
(表示数量以上の充填を求めている)

精米歩留まりの目安を証明  
価格に大きな差

# (参考3) 米の流通構造 (イメージ)



## (参考4) 農産物検査の体制・利用者

	農産物検査
登録検査機関数 (平成31年3月末現在)	<u>1,734機関</u> (JA系:476、全集連系:35、卸・小売:621、分析機関:35、その他:567)
検査実施者数 (平成31年3月末現在)	<u>19,082人</u> ( JA系:13,567、全集連系:1,763、卸・小売:1,729、分析機関:344、その他:1,679 )
検査場所数 (平成31年3月末現在)	<u>全国14,356箇所</u> ( JA系:7,380、全集連系:1,402、卸・小売:2,141、分析機関:968、その他:2,465 )
生産者数	<u>約79万人</u> (平成30年に販売目的で作付けした米生産者数)
検査請求者数 (延べ)	<u>約178万事業者</u> ※平成25年度の検査請求者の延べ人数。 (平成26年3月末時点の登録検査機関(1,439機関)に依頼し、1,147機関からの回答を集計)
検査数量	<u>玄米:約530万トン</u> (平成30年産米の検査結果(確定値)) ( ※平成30年産水稻の収穫量(主食用、733万トン)に対する検査数量(平成30年産うるち、もち及び醸造用の合計493万トン)の比率:67% ※内訳:紙袋約8,509万袋、フレコン約209万トン )
手数料	50円~100円/60kg
検査の内容	種類(農産物の種類、年産)、銘柄(産地品種銘柄)、品位(農産物の質、等級)、量目、荷造り及び包装

# (参考5) 日本農業法人協会からの要請と今後の対応方向等

日本農業法人協会からの要請	今後の対応方向 (検討中)
<p>1 農産物検査を受けない米についても、一定の条件（それぞれのシステムにとって必要最小限の条件）のもとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策（収入減少影響緩和交付金（ナラシ））の交付対象となるようにすること</li> <li>・水田活用の直接支払交付金の交付対象となるようにすること</li> <li>・食品表示法に基づく表示（品種・産地・産年）ができるようにすること</li> <li>・備蓄米の政府買入れの対象となるようにすること</li> <li>・商品先物取引の対象となるようにすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接取引において主食用として流通するものであること等を満たすと判断できるものの要件を設定し、これを満たすものは、ナラシの対象とする方向で検討。（令和3年産から適用）</li> <li>○直接取引などで加工用米・飼料用米・米粉用米として流通するものであること等を満たすと判断できるものの要件を設定し、これを満たすものは水田活用の直接支払交付金の対象とする方向で検討。（令和3年産から適用）</li> <li>○生産者による直接販売など一定の流通について、農産物検査による証明がない場合でも、「未検査」を併記して産地・品種・産年（3点セット）の表示が可能かどうかについて、関係者（生産者、流通業者等）及び消費者庁との調整を進めている。</li> <li>○備蓄米の政府買入れについては、令和2年産から新型の穀粒判別器が検査現場に導入されることを踏まえて、農産物検査に依らない、分析機器の測定値を活用した独自の新要件による試験的な買入れを令和2年産から導入することとした。</li> <li>○商品先物取引における取引ルールは、売り手のみならず買い手のニーズも踏まえる必要。その上で大阪堂島商品取引所が市場の活性化に必要と判断した場合には農産物検査を受けない米を取引の対象とすることになるものと考えられる。</li> </ul>
<p>2 集荷業者・卸売業者を通して流通する米については、統一的な検査規格は必要と考えるが、検査規格については極力簡素化し、農業者の負担・コストを拡大しないようにすること。農業者の負担・コストの増大につながる検査規格の見直しは絶対に行わないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検査業務の見直し（令和元年7月）※広く認識されるよう再度周知</li> <li>・検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。</li> <li>・オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。</li> <li>○農産物規格検討会のとりのまとめ（異種穀粒の規格統合）を踏まえ、水稲うるち玄米に係る告示を改正し、規格を簡素化。（令和2年3月）</li> <li>○農産物検査事務のデジタル化。（令和2年3月に事前調査が終了）ほか</li> </ul>
<p>3 実需者等から一定の品質の要請があった場合に、農業者等が的確に対応できるよう、要請される品質ごとに、それを測定するための統一的な方法を明確にすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○穀粒判別器の測定項目を技術的な検証を経て拡大。</li> <li>○実需者からの品質の要請があった場合に農業者等が適切に対応できるよう、標準的な測定方法をガイドラインとして公表（令和2年度中）する方向で検討。</li> </ul>